

PCワールド法人会員規約

第1条（本規約の目的、用語の定義）

1. PCワールド法人会員規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社PCワールドが運営する法人向けの会員制度（以下「本会員制度」といいます）について、その利用条件を定めるものです。
2. 本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。
 - ① 「当社」：本制度を運営する株式会社PCワールドをいいます。
 - ② 「法人等」：本制度を利用しようとする法人、団体、個人事業主をいいます。
 - ③ 「会員」：第3条の会員資格が付与され、本サービスを利用できる法人等をいいます。会員の代表者を「代表者」、会員が定めた連絡窓口の担当者を「窓口担当者」、会員における本サービスの利用者を「利用者」といいます。

第2条（本会員制度の創設趣旨）

本会員制度は、地域の中小企業がパソコンに煩わされずに本業に集中し、又はパソコンを含めたITの有効活用・戦略的利用を通じてより良い企業活動を推進するため、当社が「あなたの会社のパソコン係」としてサービスを提供する目的で創設されたものです。

第3条（会員資格の付与）

1. 本会員制度への申し込み対象は、法人、団体、個人事業主とします
2. 法人等が、本規約及び当社の定めるプライバシーポリシーに同意のうえ、当社所定の申込みサイトにて以下の情報を入力のうえ申請し、当社が承諾することで、会員としての資格（以下「会員資格」といいます）が付与されます。
 - ① 法人等の代表者、所在地、連絡先等の情報
 - ② 締日、支払日等の支払いに関する情報
 - ③ 本会員制度利用の一切の権限を認める窓口担当者の情報
 - ④ その他当社が必要と認める情報
3. 前項の当社の承諾は、会員を特定する番号（以下「会員番号」といいます）及び会員番号と共に必要なパスワードを発行することによって行うものとします。会員番号とパスコードを併せて「会員番号等」といいます。
4. 前二項に関わらず、法人等が以下に該当するものと当社が判断した場合、会員資格を付与しないことがあります（付与後の取消を含みます）。この場合、当社は会員資格を付与しなかった理由を開示する義務を負いません

- ① 本規約に違反した事実がある場合
 - ② 申請内容に虚偽が認められた場合
 - ③ プライバシーポリシーに同意しない場合
 - ④ その他法人会員としての適性を欠くと当社が判断した場合
5. 会員資格は、付与日より1年間有効とし、有効期間満了までに法人会員より解約の申し出がない場合は、さらに1年間自動的に延長し、以降も同様とします。

第4条（会員サービス及び付加サービス）

1. 当社は、利用者に対して、以下のサービス（以下「会員サービス」といいます）を提供するものとします。
- ① 当社店舗での商品販売、外商販売、当社インターネットサイトを利用した商品販売の代金後払いの適用（掛取引）
 - ② その他本会員制度の目的を達成するために必要な役務の提供
2. 当社は、会員サービスに加え、パソコン遠隔サポートその他の付加的なサービス（以下「付加サービス」といいます）を提供するものとします。この場合において、当社は、本規約に加えて、付加サービスの特約を定めるものとします。
3. 当社は、会員に対するサービス向上のため、前二項のサービスの内容を追加又は改訂することがあります。
4. 会員は、第三者に本条の権利を譲渡、貸与することはできないものとします。

第5条（会費及びサービス利用料）

1. 会員の入会金等の初期費用及び月額又は年額の会費等については、以下のとおりとします
- ① 入会金等の初期費用：無料
 - ② 月額又は年額の会費等：無料
2. 会員は、当社が有料で提供する各種サービス（以下「有料サービス」といいます）については、当社が明示した利用料金その他の条件に従って利用するものとし、有料サービスの発注、利用、支払いの流れについては以下のとおりとします。
- ① 当社が、サービス利用に先立って利用料金の価格又は見積を提示
 - ② 会員が、書面、メールその他の方法によって発注
 - ③ 当社が、サービスを提供
 - ④ 当社が、納品書を郵送又はメールにて送信
 - ⑤ 当社が、入会時に会員が承諾した支払条件に基づき、所定の締日に請求書を発行

- ⑥ 会員が、所定の支払期日まで当社指定の金融機関口座に振込（振込手数料は会員負担）
- 3. 当社は、会員が前項(6)の支払期日を過ぎても、利用料金その他の債務を支払わない場合、相当な期間を定めて催告するものとし、なお会員が支払わない場合は、年14.6%の割合による遅延損害金を請求する場合があります。
- 4. 会員は、インターネット接続の環境等について、自らの費用と責任において準備するものとし、

第6条（変更、退会手続き）

- 1. 会員は、会員情報又は窓口担当者の変更を希望する場合は、窓口担当者より、当社所定の方法によって届け出るものとし、
- 2. 会員は、会員の代表者又は窓口担当者より、書面又はメールによって退会の意思を明示することにより、退会をすることができます。ただし、以下を退会の条件とします。
 - ① サービス利用料金の未払いがないこと
 - ② サービス利用料金の未払いがある場合は一括で支払うこと

第7条（会員番号等）

- 1. 当社は、利用者に対して会員番号等及び氏名を確認することにより、当該会員の利用者であることを認証します。
- 2. 会員の代表者、窓口担当者及び利用者は、会員番号等を厳格に管理する責任を負うものとし、会員以外の第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保設定等の処分をしてはなりません。会員の故意又は過失による会員番号等の第三者利用の結果として生じた損害については、全て会員の責任であるものとし、当社は責任を負いません。
- 3. 会員は、会員番号等について紛失又は盗難を検知した場合、直ちに当社所定の方法で届け出を行い、当社所定の方法によって会員番号等の再発行を受けるものとし、

第8条（個人情報の取り扱い）

当社は、当社の定めるプライバシーポリシーに基づき、会員から取得した個人情報を取り扱うものとし、

第9条（会員資格の喪失及び損害賠償）

- 1. 当社は、以下の場合、事前に催告することなく会員サービス及び付加サービスを停止し、会員資格を喪失させることができるものとし、この場合、当該会員は、

当社に対し、利用料金その他の債務を直ちに支払うものとします。

- ① 申込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - ② サービス利用料などの支払いを遅延した場合
 - ③ 本規約又は付加サービスの規約に違反した場合
 - ④ 次条に違反したおそれがあるものと当社が認めた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - ⑥ その他、当社が本サービスの会員としての継続を適当でないと判断した場合
2. 会員は、本規約又は付加サービスの特約に違反した行為によって、当社に損害を与えた場合は、会員資格を喪失した後であっても、当社に対して損害賠償責任を負うものとします。

第10条（反社会的勢力排除）

1. 会員又は法人等は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員又は法人等は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

第11条（提供の一時停止）

1. 当社は、会員サービス及び付加サービスの提供の一時停止をする場合、事前に当社ホームページ上で公表又は電子メール等で通知をするものとします。
2. 前項に関わらず、当社は、以下の各号いずれかに該当する場合、予告なく、会員サービス及び付加サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - ① 緊急でコンピュータシステムの点検、保守を行う場合
 - ② 停電、サーバー故障等が発生した場合
 - ③ コンピュータ、通信回線等に不良がある場合
 - ④ 地震、落雷、火災等の不可抗力による場合
 - ⑤ その他当社が必要と判断した場合
3. 当社は、前二項によって会員に生じた損害について、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、一切の責任を負わないものとします。

第12条（サービスの廃止）

当社は、営業上、技術上などの理由により会員サービス及び付加サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。会員サービス及び付加サービスを廃止するときは、廃止の2ヵ月前までに会員に通知するものとします。

第13条（免責事項）

当社は、会員サービス及び付加サービスに関連して、会員に対し損害賠償責任を負う場合、当該会員に直接かつ現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は、損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき料金(税込)の範囲を超えないものとします。

第14条（注意喚起）

当社は、信頼できる第三者からの情報提供又は当社の検知等により、脆弱性を有する、又はマルウェアに感染している可能性が高い端末の情報を得た場合に、当該端末を利用している会員を特定し、当該会員に対し、注意喚起を行うことがあります。

第15条（債権譲渡、債権回収の委託の承諾）

当社は、会員に一定の期間について料金の不払いがある等当社が必要と判断する場合、当該会員に対して有する利用料金その他の債権を第三者に譲渡し、又は利用料金その他の債権の請求若しくは受領に関する業務を第三者に委託することができるものとし、会員は、これらをあらかじめ異議を留めず承諾するものとします。

第16条（本規約の範囲及び変更）

1. 当社が会員、代表者、窓口担当者及び利用者に対して通知する追加の諸規定及び諸

注意事項は、本規約の一部を構成するものとします。

2. 当社は、会員にあらかじめ通知することで、本規約を追加又は変更することができます。ただし、追加又は変更が会員にとって不利益ではない場合は、公表に変えることができるものとします。

第17条（管轄裁判所等）

1. 本規約に定めのない事項又は本規約の内容に関して疑義が生じた場合、当社及び会員は、信義誠実の原則に従ってこれを協議し、解決するものとします。
2. 本規約に関して生じる一切の紛争に関しては、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

遠隔サポート特約

遠隔サポート特約（以下「本特約」といいます）は、当社が、PCワールド法人会員規約（以下「会員規約」といいます）第4条第2項に基づき、付加サービスである遠隔サポート（以下「本サポート」といいます）の利用条件についてのみ定めるものです。本特約に定めていない事項及び用語は、全てPCワールド法人会員規約が適用となるものとします。

第1条（本サポートの対象）

1. 本サポートの対象者は、PCワールド法人会員とします
2. 本サポートの対象機器は、会員所有のWindowsで動作するパソコン、ワークステーション、サーバ等の機器（以下「対象機器」といいます）とします。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サポートの内容は、インターネット回線を経由して会員の対象機器を遠隔接続し、当該対象機器の診断・不具合解消・修復作業等を行うものとします
2. 本サポートは、当社が指定するソフトウェア「Team Viewer」を用いて行います。このソフトウェアは、会員に対して、当社が個別に提供するものとなります
3. 会員は、前項のソフトウェアを起動することにより、インターネット回線を通じて当社の技術者とつながることとなります。当社は、会員の要請及び許可なしに本サポートを提供することはできません
4. 当社は、本サポートの具体的な利用方法の最新情報について、当社のホームページにて公開するものとします。

第3条（認証と動作環境）

会員が本サポートを利用する際は、PCワールド法人会員規約第7条第1項に基づき、会員番号等による認証が必要となります。また、対象機器のWindowsが起動し、インターネット回線に接続できている必要があります。インターネット回線に接続できない場合は当社への持ち込みまたは出張サポートをご利用ください。

第4条（提供時間と提供方法）

1. 本サポートの提供時間は、当社店舗の営業時間とします
2. 本サポートを希望する会員は、専用電話番号に連絡することで、当社サポートスタッフの案内で本サポートを受けることができます
3. 本サポートの提供時間中であっても、担当スタッフが接客中などにより対応できない

い場合には、お待ちいただく場合や、折り返しのご連絡にさせていただく場合があります

第5条（遠隔サポート対応内容の保証）

1. 当社は、本サポートで措置した際と同一箇所に関して再対応を要すると認めた場合は、当初の対応完了日から1ヶ月の間に限り、当該箇所について無料で再対応を行うものとします
2. 前項の再対応は、前項と別の箇所には適用となりません
3. 再対応後の保証期限につきましては、第1項の対応期限までとします。

第6条（情報等の扱い）

1. 当社は、本サポートの提供を通じて知り得た対象機器に格納されているシステム情報、CADデータ等の情報及び業務上又は技術上の秘密情報等について、譲渡、貸与、複写その他いかなる手段においても、第三者に開示しないものとし、本サポートの作業完了後に完全に廃棄するものとします
2. 会員の依頼によって、当社が対象機器の初期化作業（工場出荷状態）等を実施した場合、会員が記録装置内に記録されたデータやインストールされたソフトウェアは消去される場合があります。この場合に備えて、会員は、サポート依頼前にバックアップ又は、重要な内容は紙などに控えておくものとします
3. 当社は、本サポートの結果、対象機器の記録内容が変化又は消去したことによる損失、損害については、一切責任を負わないものとします
4. 当社は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づき、対象機器に保存された特定個人情報には一切アクセスいたしません。本サポートの依頼にあたっては、あらかじめ会員において、特定個人情報が含まれないことを確認しなければならないものとします。